

自宅からの通学が困難な

高校生の下宿等の家賃



地域の活性化と将来に向けた若者の移住・定住につなげるため、三好市内の高等学校に通学する生徒の保護者に対し、下宿等の家賃に要する費用の一部を補助します。



お申込みお問合せ

三好市役所 地方創生推進課

〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ1500-2

Tel. **0883-72-7607** Fax. **0883-72-7202** E-mail. **chihousouseisuisin@city.tokushima-miyoshi.lg.jp**

補助金を受け取るには



4月 交付申請

1.三好市役所地方創生推進課に下記の書類を 提出してください。

<提出書類>

- ・交付申請書(様式第1号)
- 下宿等における賃貸借契約書の写しもしくはそれに 準ずるもの
- ・所属する市内高校の在学証明書の写し
- ・その他、市長が必要と認めるもの

転校等理由があれば、申請は随時受付

注意事項

- ◆補助対象経費の変更や 家賃の支払いを中止する など変更があった場合は、 速やかに中止・変更申請 書を提出してください。
- ◆偽りその他不正手段により補助金の交付決定を 受けた場合や規定に反し た場合は交付決定が取り 消しとなります。

交付決定

2.申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を 決定します。決定された方には交付決定通知 書(様式第2号)を発行します。

2年 4月 実績報告 及び 補助金

の請求

3.補助対象期間の終了後10日以内に下記の書類 を提出してください。

<提出書類>

- ・実績報告書兼補助金請求書(様式第5号)
- ・領収書の写しもしくは支払いがわかるもの
- ・その他、市長が必要と認めるもの

補助対象経費

下宿等の家賃に要する経費

限度額:月額10,000円

ただし、月額10,000円に満たない場合は補助対象経費の額とする

限度額



保護者

<補助対象者>

遠距離等の理由により自宅からの通学が 困難なため、三好市内の下宿等から市内 高校に通学する生徒の保護者

<補助対象期間>



※年度ごとに申請が必要です。

<下宿等の定義>



市内高校の生徒が通学の ために賃貸借した下宿、 間借りまたは民間の賃貸 住宅及び学生寮。ただし 3親等以内の親族等が所 有する持ち家等に居住す るものを除く。



<家賃の定義>

賃貸物件の賃貸借契約等 に基づく物件及び寮の使 用における対価として支 払う納入金をいう。

※詳細が知りたい方は要綱をご覧になるか、 地方創生推進課にお問い合わせください。